

沢山美果子
『出産と身体の近世』

(1998 勲草書房 282P ISBN4-326-65208-X 2,900円)

田間泰子



1970年代に誕生した女性学は、J.バトラーによってラディカルなジェンダー概念が提起された現在、近代自体を問うまでに深まっている。著者は、紹介するまでもないと思うが、既に長く近代日本の母性や子育てを研究してきた人である。その彼女が行き詰まりを感じるなかで『やむにやまれず』近世研究にとびこみ八年間の成果をまとめたのが、本書である(277頁)。著者はジェンダー研究の現在の到達点に立ち、深い問題関心に基づく鋭い洞察によって貴重な史料を丹念に読み解いた。そして本書は、今後のジェンダー研究、および近代と近世の考察になくてはならない挑戦的な一冊の書物となった。優れた女性史研究として、1999年11月に青山なを賞を受賞されている。

本書の目的は、「未開拓」の近世の「身体観や生命観を解明すること」にある(27頁)。取り上げられるのは「<産む>身体」という歴史的文化的な構築物、つまりジェンダーとして「女性の身体に<産む>身体という意味を付与し、そのことを根拠に性役割やライフサイクルをも規範化しようとする身体観」である(i頁)。近世の人々の「妊娠、出産をめぐる身体観と、支配層の介入による葛藤の過程を解明すること」(30頁)を通して「近世社会固有の出産と身体観を明らかにする」ことが(28頁)、さらに「近代が隠蔽してきた身体の問題を問」い、女性を性や身体から疎外してきた「近代を相対化する」試みとなるようにとの意図もある(ii～iii頁)。読者は本書のうちに、近世女性の性と生の様相とともに、「身体の内部まで浸しているものとして」の近代から解放を求める著者の熱い想いを感じるだろう(iii頁)。そして、近代を相対化しようとするまなざしをなぞることができよう。

分析対象は、「墮胎・間引き禁止策の登場によって、女性の身体が、何よりも<産む>身体として、公権力により管理され始める時期...一八世紀後半から、一九世紀前半」の、「懷胎・出産取締りをおこなった仙台藩と津山藩」の史料を中心とする(28頁)。史料は「支配層、共同体の意思といったフィルターを通っている、男性の手になる記

録」と、民間療法の写本などのように「民衆の心性」が「豊かに描き出された史料群」に分けられる(29～30頁)。構成は大きくは三部に分かれ、第Ⅰ部(第一章・第二章)では仙台藩史料から「出産管理の始まりによって、農民家族のなかでどのように<産む>身体が意識化されていったか」が考察される(30頁)。第Ⅱ部(第三章～第六章)では、「公権力による<産む>身体への介入」が身体観や生命観・婚姻にとって有した意味が「支配層、共同体、民衆の三者の緊張関係のなかで問」われ(30頁)、史料は第三章が仙台藩、他は津山藩である。第Ⅲ部(第七章・第八章)では、「民衆の<産む>心性への接近を試み」とともに、「近世から近代への仮説的見通し」が示される(30頁)。第七章は主に産科養生書、第八章は津山藩史料に基づく。

どの章も洞察と知的刺激に満ちているが、結論は両藩の史料検討を見通したかたちではまとめられていない。そこで、従来の研究に対する特徴的主張をあえてまとめてみたい。第一に、身体管理の日常生活への浸透について。一九世紀前半には両藩によって、懷胎・出産取締り、特に間引きよりも墮胎取締りが共同体を基盤として厳しくなった。それは、女性を<産む>身体と規定し、藩が医師や共同体を巻き込んで女性の身体を管理していく過程であった。そして教諭書や産科養生書は、出産の責任が女性自身の日常的な生活態度にあることを説いた。第二に、生命観・胎児観について。妊娠中期前は月経の停止は妊娠と病気のいずれでもあり得るもので、胎児は「チ」「ひとがたでないもの」などと表現され後に「ひとがた」になるという認識があった。この認識は、女性たち自身の身体感觉(腹かき、腹重)と関連していた。第三に、「墮胎」「間引き」の意味について。「下ろす」「流す」などと表現された墮胎は妊娠中期以後の「ひとがた」を刺薬などで早産させることを意味したかもしれない、それは生まれた子を「殺す」行動とは表現上区別されていたらしい。第四に、藩・共同体・女性たちの権力関係と葛藤について。一九世紀前半には人々は罪の意識を感じずに間引いたのでは

ない。既に取締りが厳しくなり小家族化と「家」の後継者としての子どもの価値が説かれるなか、民衆自身にも罪の意識と女性の「産む」身体の安全や生活の安寧を図ろうという葛藤があり、子どもを「返す」という「合理化の心性」(56頁)が働く状況があった。また、その葛藤のゆえに、民衆や女性たちは、共同体ぐるみで届け出を操作し堕胎のための猶予期間を得ようとしたり、堕胎を自然流産と届け出たり、さらに罪の意識から満期産後の嬰児殺よりも堕胎を選択した可能性がある。第五に、近世と近代との架橋のための仮説として、そのような民衆の「*<産>*の心性」や女性の身体感覚との関連、俗習は近代には「正統的には継承されなかった」が、「医学とは別の世界でひそやかに生き続けたのではないか」と提起される(241頁)。

次に、疑問を二点のみ述べたい。第一に、仙台藩と津山藩との差異について。本書では、地域の「個別性を重んじ、人々が現実に生きた場での分析を行なうことによって」「その時代が持っていた時代性、普遍性」を浮かび上がらせることが企図された(31頁)。だが両藩についての統合的な記述がないため、普遍性も個別性も曖昧な印象を免れない。たとえば管理強化については、両藩ともに共同体を基盤とする態勢が整えられてゆくのだが、時期と方法には違いがあり、それまでの取締りの歴史も異なる。津山藩史料のみから両親や女性の責任を問う姿勢が指摘されているが、それと両藩の共同体基盤の監視との関連も不明である。あるいは、民衆の心性について津山藩は「当国々戦国の余風と思はれてあしき風俗あり」とされるが(1790年の文書、196頁)、仙台藩ではそれまで7、8人子どもを産み育てていた「富民」も1750年頃より「子育ての勞をいとい」「モドス返す」ようになったとされる(99頁)。生命観についても、両藩の差異を挙げができる(後述)。これら両藩の差異を見据えながら、なおも時代の普遍性といえる点を現段階で呈示してほしかった。差異の丹念な比較考衡は、従来の研究の「一つの地域に即して考えることへの着目の弱さ」を克服する道だったはずだからである(127頁)。

第二に、堕胎と間引きの用語法と生命観について。第一章では「死胎披露書」と『女重宝記大成』に基づき「およそ七月めぐらいを画期として... 胎児を生命と認める」生命観があったとされ(54~56頁)、第三章では「死胎披露書」と『種養育御改正御用留帳』中の胎教に基づき「妊娠五ヵ月を境に『物』から『人』へと線引きする胎児觀」(112頁)が指摘される。第四章では津山藩の史料から三つのレベルの線引きが指摘され(150~151頁)、第八章に踏

襲されている。一つは母体からの分離・未分離によるもので、未分離だと臨月でも「胎」とされる。分離された場合、六ヵ月未満は「流産」、以降は「死胎出産」という線引きと、生産の子は早産でも小兒・赤子など「というように、生命あるものとして扱われ」死産ではすべて「死胎出産」とされる、生産・死産の線引きがある。これらの記述は重要な主張に関わるのだから、相違する諸記述から普遍的結論への配慮が必要ではないか。そもそも、仙台藩史料を基に第三章までで結論される線引きと、津山藩史料を基に第四章と第八章で呈示される線引きのありかたは同じではないし、仙台藩では「死胎披露書」に死産も含まれるのだから、少なくとも「胎」の用法をもって生命への線引きの一つのレベルとするのは普遍的には困難と思われる。仙台藩七ヶ宿の例も参照されたい(太田素子編『近世日本マビキ慣行史料集成』刀水書房、1997、199頁)。

むしろ重要な指摘は、「流」という表現と産児を「殺す」という表現の区別である。そこから、「流」という表現は母体からの胎児の排出を第一義とするように私は感じる(堕胎の場合には期待する結果として生命の途絶を含む)。そして実際には墮胎が妊娠中期以後になされたにしても、「流」という観念は妊娠初期の「未人形ニも無之物」にも適用され得たことに留意が必要である(55頁)。他方、間引きについては、正期産か墮胎による早産かを問わず、「ひとがた」の産児を殺すことをも含めて生命の途絶全般に適用され得たのではないか。これに関連するが、「子」という表現はなぜ「生命あるものとして扱われ」たことを意味するのか、その場合の「生命」には著者自身の近代的生命観が潜んでいないか、気になるところである。ともあれ、提起された線引きの仮説は、日本の生命観についての論争に大きな一石を投じるとともに、「母」としてのジェンダー強化とも深く関わる重要な論点である。

なお最後に、記述の重複について一言。本書は「収録にあたっては... 重複を整理し」たとある(282頁)。だが、既視感に襲われること再三であった(たとえば赤子養育仕法、「甲斐徳本」や「妊者之脈例」の説明部分)。他に考察にも重複する記述部分がある。あまりにも同様な説明・記述は繰り返す必要がないし、かえって読者に、その重複が各章の記述間の相違を見失わせたかもしれない懸念する。上述の生命観も一例だが、特に第一章と第三章の「死胎披露書」のケース内容と数の不一致については説明が必要と思われた。

(たま・やすこ 大阪産業大学助教授)